

広報つきがた

号外

昭和58年12月10日発行
発行／新潟県月潟村役場

連呼行為、街頭政談演説を行ふことにより、このたびの選挙から運動期間が20日間から15日間に短縮され立会演説会が廃止され、政治に参加する最大のチャ

11月に公職選挙法が改正され、立会演説会が廃止され、政治に参加する最大のチャ

衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査が12月18日に行われます。

12月18日(日) 衆議院議員総選挙 最高裁・裁判官国民審査

ンスです。

大切な私たちの一票を棄権することなく、よく考えて投票しましょう。

投票のできる時間は、午前7時から午後6時までです。

月18日の午前7時から午後12時までです。

◎ 投票時間

について

◎ 選挙期日

(投票日)

昭和58年12月18日(日)

投票所について

各投票区の投票所は次のとおりです。

◎ 公示日

昭和58年12月3日

投票所

◎ 選挙人名簿登録基準日

昭和58年12月2日

投票区

◎ 投票できる人

昭和38年12月19日以前に

投票

生れた人で、昭和58年9月2日以前に住民票が作成された人または転入届をした人。

票

昭和58年9月3日以降に他の市町村から転入してきた人は、前の市町村で投票することになります。

所

第5区	第4区	第3区	第2区
木滑公会堂	曲通公民館	西公民館	月潟中学校

◎ 入場券を忘れずに

有権者の皆さんには、投票所の入場券をお届けします。

投票するときは忘れずにお持ち下さい。